

平塚市告示第309号
令和8年 7月31日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第458条

氏名
古家 真
大野 正博
佐藤 幸夫
山口 聡
北島シムズ 千尋
藤村 剛
藤村 剛
CHAVEZ GIL GUSTAVO
坪田 柁人
内海 慎一
真田 拓巳
真田 拓巳
ラナワカ トゥシャーラ ディルルク
金子 ジェシリン
對馬 幸人
神家 加奈美
神家 加奈美
海野 浪生
PHAM VAN KHIEM
宗村 清
金井 大洋
金井 大洋
田村 優弥
KALUARACHCHI CHARITH KAVINDA
KALUARACHCHI CHARITH KAVINDA
新宮 洋輝
水谷 岳
葛西 良光
MOHAMMED ISHAK MOHAMMED IRSHAD
村杉 浩之

以上